

県子ども・子育て支援事業支援計画(素案)に対する意見募集結果について

1 意見募集・意見聴取の結果の概要

(1) パブリック・コメントによる意見

- ① 実施期間 平成 26 年 12 月 15 日（月）～平成 27 年 1 月 14 日（水）
- ② 件数 8 件（2 人）
- ③ 素案に関する主な意見及び意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
1	1	第 1 章 1	鹿児島県内の子どもの相対的な貧困率や就学援助の実態等を踏まえ、子どもの貧困の改善目標の設定や貧困改善に向けて抽象的・一般的な記述に留めるのではなく、具体的に数値目標を設定した事業計画を策定されることを求める。	子どもの貧困の改善に向けた事業計画につきましては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で、都道府県が策定するよう努めることとなっており、別途検討する予定です。（子ども福祉課）
2	1 15	第 1 章 2 第 4 章 4	放課後子ども総合プランの推進のために、厚生労働省・文部科学省の平成 26 年 12 月 26 日付けの「『放課後子ども総合プラン』等に係る Q & A」を県内の市町村へ周知徹底をしていたきたい。	放課後子ども総合プランについては、市町村への説明会を開催するなど制度の周知に努めているところです。 なお、「『放課後子ども総合プラン』等に係る Q & A」については、市町村へ送付し周知しています。（青少年男女共同参画課）
3	15	第 4 章 4	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を学校の空き教室で実施する場合、5 時までは放課後子供教室で、5 時以降は放課後児童クラブとして運用するのではなく、事業計画を作成するのであれば、それぞれの事業のニーズと実績を踏まえ、各々の事業の拡充を図る計画とすることが重要である。	御意見の趣旨については、今後、市町村の取組を支援する際などの参考とさせていただきます。（青少年男女共同参画課）

番号	頁	項目	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
4	15	第4章4	<p>地域子ども・子育て支援事業の推進について</p> <p>① 鹿児島県内の子どもの相対的な貧困率や就学援助の実態等を踏まえ、具体的に数値目標を設定した事業計画を策定していただきたい。</p> <p>② 待機児童の把握（潜在的な待機児童を含む）をすることにより、学童保育（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策の目標数値を設定しているかどうかを把握していただきたい。</p> <p>③ 学童保育の利用世帯の経済状況の把握をしていただきたい。</p>	<p>① 地域子ども・子育て支援事業については、現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえ、各市町村が数値目標を設置することとなっています。</p> <p>子どもの相対的な貧困率や就学援助の実態等については今後の参考とさせていただきます。</p> <p>② 地域子ども・子育て支援事業の一つである学童保育（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策の数値目標の設定は各市町村で行うこととなっています。</p> <p>市町村は、計画策定にあたり県と協議を行うこととなっているため、県は各市町村の目標数値を把握することとなっています。</p> <p>③ 御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>（青少年男女共同参画課）</p>
5	15	第4章4	<p>放課後子ども総合プランに基づき県が設置する「推進委員会」の委員選任にあたっては、学童保育の運営主体の状況を考慮した人選とすることが必要である。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後の推進委員会の委員選任にあたり参考とさせていただきます。</p> <p>（青少年男女共同参画課）</p>
6	15	第4章4	<p>放課後児童クラブについて</p> <p>全国的には、「3年生まで」という学童保育もまだ5割弱あり、大規模化を解消することを理由として、高学年の子どもの入所を制限している自治体や施設がある。</p> <p>施設面では、老朽化した施設・設備の改善を多くの施設運営者が望んでいるが、その資金確保は厳しい状況にある。施設整備のための補助金の枠拡大や条件緩和が必要である。</p> <p>さらに鹿児島県は、離島やへき地を抱え小規模校における学童保育の開設・運営が困難な地域を多く抱え、結果、学童保育を必要とする校区に開設ができない状況がある。</p> <p>広域行政として鹿児島県にあっては、県内の自治体において確実な計画実行がなされるよう財政的な支援と調整機能が求められる。</p>	<p>御意見にある広域行政としての県の役割については、子ども・子育て関連三法の趣旨を踏まえ、「第1章1計画策定の趣旨」に記載しているところです。</p> <p>なお、放課後児童クラブの補助対象は10人以上でしたが、平成27年度から1人以上に条件が緩和される予定のため、離島やへき地など子どもが少ない地域においても今より設置しやすくなると思われれます。</p> <p>（青少年男女共同参画課）</p>

番号	頁	項目	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
7	16	第4章5 (2)	<p>① (放課後児童支援員の) 認定資格研修事業では、研修と認定事務を確実に実施していただきたい。</p> <p>すべての指導員が5年以内に研修を受講できる規模・内容の計画とし、そのための予算を確保していただきたい。</p> <p>② 県単位で行っている資質向上のための研修を、子ども・子育て支援法で県が支援計画で定めるべき事項として定められている「子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」として位置づけ、それらの維持や拡充を図ることができるカリキュラムと講師陣の確保をしていただきたい。</p>	<p>① 御意見の趣旨については、今後認定資格研修事業を実施するにあたり参考とさせていただきます。</p> <p>② 資質向上のための研修については、「第4章5(2)地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援」において記載しているところです。</p> <p>(青少年男女共同参画課)</p>
8			<p>子どもや保護者などの健康を受動喫煙から守るため禁煙の啓発・講習，施設敷地内での禁煙の徹底，受動喫煙防止条例の制定などの対策が重要である。</p>	<p>喫煙や受動喫煙が健康に与える影響について，リーフレットやポスター等の活用により県民への周知を図っているほか，県内の市町村，各関係施設・団体を対象に毎年分煙など受動喫煙防止対策の推進について周知を図っているところです。</p> <p>また，受動喫煙防止対策に取り組む飲食店又は喫茶店を「たばこの煙のないお店」として募集し，ステッカーの交付及び県ホームページで紹介しているところです。</p> <p>今後も引き続き受動喫煙防止対策の推進に取り組んでまいります。</p> <p>なお，子どもの健全育成の観点から，未成年者の喫煙防止活動について，かごしま子ども未来プラン後期計画（県次世代育成支援対策行動計画）に記載しているところです。</p> <p>(健康増進課，青少年男女共同参画課)</p>

(2) 県子ども・子育て支援会議委員からの意見

① 実施期間 平成26年12月9日(火)～平成27年1月7日(水)

② 素案に関する主な意見及び意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
1	15	第4章4	乳児家庭だけでなく、精神障害、人格障害、発達障害、身体疾患等のある家庭への家事等への支援もあるとよいと思う。(家庭の教育機能を高めるためにも)	地域子ども・子育て支援事業については、障害者等のある家庭の家事を直接支援する事業はありませんが、障害者等のある家庭を含む全ての子育て家庭が利用できることとなっており、例えば、子育てに関する相談、援助を実施する地域子育て支援拠点事業や保護者の疾病や育児疲れの時などに一時的に児童を預かる子育て短期支援事業などを利用することにより、障害者等のある家庭の子育ての支援にもつながるものと考えます。 (青少年男女共同参画課、障害福祉課)
2	24	第5章2(3)	職員のメンタルヘルス対策の充実も入れられるとよいと思う。(例えば、二次受傷など)。	【推進のための主な施策等】の「人材の確保と育成」に「施設職員へのメンタルヘルスの研修やカウンセリングの実施を促進」を追加で記載します。 (子ども福祉課)
3	30	第5章4(1)	こども総合療育センターについても、児童発達支援センターと同様に「充実を図る」との記載はできないか。	4(1)の下から5行目を、「なお、こども総合療育センターにおいては、主に発達障害のある児童等の診療や療育、地域療育の支援、肢体不自由児に対するリハビリなどの <u>充実に努める</u> ほか、同センター内に設置している発達障害者支援センターにおいて発達支援から就労支援までライフステージに応じた相談や支援、発達障害の普及啓発に努めます。」と改めます。 (障害福祉課)
4	30	第5章	未就学児についても、登園しぶりの懸念がある。未就園児のスクールソーシャルワーカーや不登校(園)問題について記載できないか。	第5章4(1)に「地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業において、育児不安等についての相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施するなど必要な支援を行います。」と記載します。 (青少年男女共同参画課)

番号	頁	項目	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
5	31	第5章4 (2)	余裕教室の有効利用について 小・中学校においては、余裕教室を利用して、習熟度別やグループ別指導などを、充実することが大切なので記載できないか。	余裕教室については、既に全ての小・中学校で少人数指導や習熟度別・グループ別指導に活用していることから、施策としての記載はせず原案のとおりとします。 (義務教育課)
6	31	第5章4 (2)	学校医との連携の充実について 小・中学校において、学校医との連携を充実させれば、県子ども総合療育センターにおける診療待機者数の減少が図れるので記載できないか。	学校医との連携については、各小・中学校等において、実情に応じてなされているところです。 また、県子ども総合療育センターの診療待機者数との関連については、保健福祉部局において、地域療育支援体制の整備に係る同センターの診療予約手続きの見直しについて検討を進めていることから、施策としての記載はせず原案のとおりとします。 (義務教育課，障害福祉課)
7	16	第4章5 (1)②	内容が抽象的。保育士の確保方策については、今後具体的な内容を盛り込むことと思う。	国が1月に策定した「保育士確保プラン」を踏まえ具体的な施策を記載しました。 (青少年男女共同参画課)
8	16 17	第4章5 (1)(2)	保育教諭も放課後児童支援員も、環境の改善は記載があるが、待遇の改善に関する記載がなく、研修のみが増えるように見え、バランスが悪い。	第4章5(1)③に「処遇改善」を追加し具体的な施策を記載し、第4章3(2)〔14ページ〕と第4章5(4)〔18ページ〕に研修機会確保のための支援について記載しました。 また、第4章5(2)に放課後児童クラブの職員の配置に対する補助の拡充について記載しました。 (青少年男女共同参画課)

※ 番号7，8については，第5回会議で委員から意見が出されていたが，国が平成26年末に策定するとしていた「保育士確保プラン」等を踏まえ検討することとし，パブリックコメントを行った素案に反映させていなかったもの。

(3) 関係団体からの意見

- ① 実施期間 平成 26 年 12 月 9 日（火）～平成 27 年 1 月 7 日（水）
意見照会を行った関係団体
(全国認定こども園協会九州地区鹿児島県支部，県私立幼稚園協会，県保育
連合会)
- ② 素案に関する意見
特になし

2 意見募集を踏まえた計画（案）

「県子ども・子育て支援事業支援計画（案）」については，資料 1 のとおりとする。